

内容\自治体名	横浜市	名古屋市	大阪市
1 所管名	総務局コンプライアンス推進室	総務局職員部監察室	情報公開室監察部公正職務担当
2 体制	・理事級：1名／・課長級及び係長級：10名／担当：4名 計15名	課長級及び係長級：3名（兼務職員1名含む）／担当：2名 計5名	部長級：1名／課長級，課長級代理，係長級：10名／担当：3名 計14名（兼務職員3名を含む）
3 職員数	27千人	26千人	39千人
4 人口	3,672千人	2,253千人	2,663千人
5 所管の事務分掌	①職務の公正に関する調査及び調整に関すること。 ②不正防止内部通報制度に関すること。 ③要望記録・公表制度に関すること。 ④内部監察に関すること。 ⑤職員の服務（人事組織課の主管に属するものを除く。）に関すること。 ⑥コンプライアンス委員会に関すること。	①職員の倫理の保持の総括 ②職員の倫理に係る制度等の調査研究 ③職員の公正な職務の執行の確保の総括 ④職員の服務（人事課の主管に属するものを除く） ⑤事務及びサービスの監察 他	①職員の公正な職務の執行の確保に関すること。 ②内部監察に関すること。 ③監査委員との連絡に関すること。 ④外部監査契約に関すること。
6 内部監察の目的、内容及び方法、実績等	①自己点検の過程を通して顕在的及び潜在的な問題を整理し，改善を図り，重大な事務ミスや事故発生を予防する。さらにその結果を共有し他職場での問題解決を促す。 ②局区コンプライアンス責任者（区局長）は総括コンプライアンス責任者（副市長の中から市長が指定）の指示に基づき，又は自身の判断により所掌事務に係る内部監察を実施する。 ③総括コンプライアンス責任者は必要に応じてコンプライアンス委員会で協議し，内部監察の実施方法及び措置の内容等について指示する。	①厳正な職員の倫理保持及び公平・公正な職務執行の確保の観点から，地方自治法第154条に基づく市長の指揮監督の一環として実施する。 ②調査対象は，職員の職務に関する行為（信用失墜行為に関連する勤務時間外の行為を含む。）及び市政運営に関わる事務の執行全般 ③内部通報や市民等からの情報提供，報道機関による報道等を契機とするほか，毎年度，リスクの高い分野についてテーマを設定し，随時監察を行う。 ④不適正経理処理関係では，平成19年度に全所属に対して不適正な会計処理に係る調査を実施し，22年度には不適正な経理処理に係る再発防止のためのチェック体制の調査（全所属）を実施するなど，毎年度，テーマを設定して調査を実施している。	①特定の課題について，職員の事務の執行が法令等を遵守し適正に行われているかどうかを自律的に調査し，その結果に基づき必要に応じて改善措置を講じることを目的として実施している。 ②調査対象は，市の機関における事務又は事業の執行に関することその他必要と認められる事項 ③定期監察として全ての局等に共通の課題について実施する「共通課題監察」、局等ごとに個別に定める課題について実施する「個別課題監察」をそれぞれ毎年1回実施している。また，随時の監察も実施 ※定期監察（個別課題監察）については，各局等で実施 ④課題の決定→調査の実施→改善措置の決定→改善措置の実施 ⑤各内部統制責任者（局等の長）は定められた改善措置を確実に実施しなければならない。
7 直近の監察体制の強化やコンプライアンス推進の取組	①不適正経理の再発防止の一環として，経理処理を対象とした抽出調査を実施しているところである（平成22年12月～） ・対象部局：18区22局のうち数局区を選定 ・対象費目：平成22年度予算執行（4～9月分）に係る備品購入費，需用費（消耗品費及び印刷製本費）から抽出 ・調査方法：支出データ（市の資料）と納品データ（事業者の資料）との照合調査	①信頼回復に向けた取組み方針の策定（H19） ②業務リスク・マネジメントの実施（H20～） ③内部通報制度の拡充（庁内イントラネットから匿名で通報できるよう変更（H20.10～）） ④市長ホットラインの制定（H21.7～） ⑤不適正な経理処理の再発防止策の策定（H21）	①平成18年2月策定の「市政改革マニフェスト（市政改革基本方針）」において、「コンプライアンス改革」を規定 ②平成18年4月、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」を施行。以来，内部監察規程等の関係諸規程を整備し，公益通報制度や内部監察制度，コンプライアンス研修，リーガルサポーターズ制度などを運用し，実施してきた。
8 職員への意識啓発の取組み	①局区長級及び部長級の全職員を対象として，毎年度，外部講師を招き，経営責任職研修を実施 ②指導者（課長級及び事務所，事業所の長たる係長級の全職員）を対象として，毎年度，外部講師を招き，指導者研修を実施 ③各区局のコンプライアンス担当者を対象として，実務的なスタッフ研修を実施 ④技術職が関与した不祥事事例をもとに，〔1〕関係局の局区長級及び部長級の職員を対象とした研修，〔2〕関与職員と同じ職種の職員を対象とした事例に基づくグループ研修を実施（不適正な経理処理問題） ⑤平成22年7月：一般職員向けに研修の実施 ⑥平成22年9，10月：全18区の課長，係長級職員に対して再発防止の研修（全18回） ⑦平成22年11月～：上記研修の未受講者や本庁の課長，係長級職員を対象にeラーニングを通じた再発防止研修の実施	（コンプライアンス） ①新規課長に対しコンプライアンス研修を実施 ②コンプライアンス講演会を実施 ※参考（22年度） 1.名古屋市の不正と不適正経理～内部統制による予防を目指して～ 2.相談窓口クレーマー対策（不当要求者対策）と危機管理について（対象：1. 監理主幹，2. 全職員（職員講演会）） 職場風土改革月間における所属内研修の実施 ③職員倫理ハンドブックの作成や倫理条例・規則等職員倫理制度やルールを随時周知徹底 （不適正な経理処理問題） ④不適正な経理処理の再発防止策を策定 ⑤監理監督者による点検の強化と，チェック体制の点検を実施 ⑥契約及び会計事務研修の充実 ⑦処分の厳正化	（コンプライアンス） ①平成18年度からコンプライアンス研修を実施しており，今年度は，課長・課長代理級以上の職員に対して集合型研修を，係長級以下の職員には，集合型研修を受講した課長・課長代理級職員が講師となり，伝達研修を実施 ②なお，課長・課長代理級以下の職員への研修は総務局主催の服務研修との共催で実施 ③また，平成19年度からはコンプライアンス研修（グループ討論型）も併せて実施 ④平成19年度より全職員を対象にコンプライアンス研修（eラーニング型）を実施（府費負担教員を含む全職員が受講）。（その他） ⑤コンプライアンスアンケートの実施 ⑥リーガルサポーターズ制度などの運用 ⑦毎年9月をコンプライアンス推進強化月間と定め，取組みを強化 ⑧必要に応じて内部統制連絡会議、及び同幹事会議を開催し，監察結果等について周知徹底
9 不適正な経理処理問題を受けた取組み	①コンプライアンス推進室，契約第2課（物品契約を担当）及び会計室との合同で調査を抽出調査を実施している。 ②適切な予算執行に対する統制機能を強化するため，平成23年度に向けて会計経理事務の適正化を推進する機構を設置検討	①不適正経理の再発防止策として「内部統制（検査・監査体制）の充実」をあげており，会計室・財政局（契約関連部署）と監察室での合同の監察の実施や，監査事務局において定期監査を行う中で，再発防止策が有効に機能しているかについて確認を行う。	①平成20年度定期監察において，「委託費の適正な会計処理について」を課題に定期監察（共通課題監察）を実施し，必要な改善を行った。

他自治体の内部監察体制及びその取組状況（概要） 神戸市調べ

内容\自治体名	京都市	広島市
1 所管名	行財政局コンプライアンス推進室	企画総務局行政改革推進室 ※職員への啓発等は企画総務局人事部研修センター
2 体制	・部長級：1名（兼務）／課長級：1名／係長級：2名／担当：3名 計7名	課長級及び係長級：2名／担当：3名 計5名
3 職員数	15千人	12千人
4 人口	1,462千人	1,169千人
5 所管の事務分掌	①職員の服務監察及び業務監察に関すること。 ②地方自治法第243条の2の規定による職員の賠償責任に関すること。 ③公益通報者保護法による事務の統轄に関すること。 ④京都市職員の倫理の保持に関する条例による事務の統轄に関すること。 ⑤京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例による事務の統轄に関すること。他	(行政改革推進室) ①行政事務の管理改善に関すること。
6 内部監察の目的、内容及び方法、実績等	①服務監察及び業務監察により、厳正な服務規律及び適正な事務執行を確保するとともに、不祥事や不適切な事務処理に関する情報を全庁的に共有することにより、再発の防止と服務管理及び業務管理の更なる適正化を図る。 ②服務監察（京都市監察規則） ・職員の服務の状況や服務に関する法令違反について職員を監察する。 ・具体的には、局区等での服務監察の担当職員の権限を定め、担当職員を通じた職場巡察を実施する等 ③業務監察（京都市監察規則） なお、業務監察については、各所管における業務執行において法令違反や不適切な事案の疑いがある場合等に必要に応じて実施する。	(全庁事務総点検) ①平成21年度・平成22年度に相次いで発生した事務処理ミスを反省し、その未然防止を図るため、全庁を挙げた取組を推進する。 ②各所属の全ての事務について、法令やマニュアル等を遵守した事務処理がなされているか。等を視点に点検する。 ③各所属において、職員業務分担表に掲げている単位業務を対象に点検を行い、その結果を、各局等の庶務担当課を通じて企画総務局行政改革推進課に報告する。 ④点検の結果、不適切な事務処理やその兆候が発見された場合は、各局・区長等の責任の下で、速やかに対応策を講じ、早期の是正を図る。また、故意又は重大な過失による不適切な事務処理が発見された場合は、速やかに企画総務局人事課に報告する。 ⑤なお、平成22年度は7月及び8月を点検期間に設定した（平成23年度以降は4月～5月に行う予定）。
7 直近の監察体制の強化やコンプライアンス推進の取組	①22年8月を「コンプライアンス推進月間」とし、所属長等を対象として、服務管理や業務管理に関する基本的な制度やルールと、日常業務における必須の点検事項について、改めて確認する取組を実施したほか、日常業務において市民の信頼を損なうおそれのあるリスクの点検や適正な物品調達事務の確認調査を実施した。 ②併せて、各局区等の庶務担当課に所属する労務担当の補職者等を対象として、本市における最近の不祥事等の傾向と補職者として注意すべきポイント等について解説するコンプライアンス研修を実施した。 ③このほか、各局区等において、コンプライアンスの推進に資する独自の取組を実施した。	①平成16年4月に「職務に関する要望等についての事務処理要綱」を、平成19年12月に「広島市暴力的要求行為対策要綱」を定め、組織的な対応を行うことにより公正な事務執行の確保を図っている。
8 職員への意識啓発の取組み	①各局区等の監察主任（庶務担当部長）が出席する会議（随時開催）において、不祥事案の報告や服務・業務管理上の注意喚起等を行い、情報を共有するとともに、組織の隅々への伝達を図っている。 ②職務経験や職階に応じてコンプライアンスに関する研修を実施している（平成21年度は、延べ344回の研修を実施し、1万人以上の職員が受講）。 ③コンプライアンスに関するタイムリーなトピックスや、服務上、業務上のリスクとなり得る事象を職員に分かりやすく伝える「コンプライアンス通信」を発行している。 (不適正な経理処理問題) ①平成22年11月10日、適正な経理処理の徹底を指示する会計管理者通知を发出し、全職員に周知した。 ②平成22年11月24日、各局区等の計理担当者を対象として、会計事務実践研修を実施した。	(コンプライアンス) ①基本研修（新規採用職員研修、中堅職員研修、新任係長級職員研修新任課長補佐級職員研修、新任課長級職員研修及び非常勤職員研修）において公務員倫理に係る科目を実施 ②平成18年度から毎年度、「不祥事再発防止策」（平成17年11月策定）に基づき次の研修を実施 ・人事課、研修センター、各局・区等の職員が講師を務める全職員を対象とした公務員倫理局区研修 ・各所属長が講師を務める、所属の全職員を対象とした公務員倫理所属研修 ・契約担当職員・土木職員を対象とした公務員倫理研修 ・外部講師による公務員倫理研修 ・職場における公務員倫理研修の推進を図るため、課長級・部長級職員を対象とした公務員倫理指導者養成講座を実施
9 不適正な経理処理問題を受けた取組み	①平成22年11月5日に、会計検査院による「都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理処理」に対する検査の結果が公表され、本市においても不適正処理がなされていたことが指摘されたことから、経理事務の更なる適正化を図るため、業者の書類との照合を行う経理事務の点検を実施している。 ②今年度については、上記検査で指摘を受けた局を対象としたが、これ以外の局区等についても、今後、同様の点検を随時実施していく。	①不適正経理関係では以下の項目を実施（財政課） ・広島市経理適正化推進本部の設置 ・物品の購入等に係る事務の適正化 ・法令遵守（コンプライアンス）に向けた取組の推進 ・職員通報相談制度の活用 ・物品調達体制の改善